7）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（単価個別合意方式）によることとする。

8）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。

⑻　本工事は、技術資料提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。

⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⑽　本工事は、発注者が３⑴の基準を満足して指名された者に対し、標準歩掛のない歩掛を、見積りに必要な図面等に対する質問の回答期限までに入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。

2　競争参加申請者に要求される資格等要件

⑴　競争参加申請者に要求される資格等要件

次の１）から12）までの要件を全て満たす者（単体企業）又は、次の１）から12）までの要件を全て満たす者により構成される特定建設工事共同企業体「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年６月27日付け四国地方整備局長）に示すところにより四国地方整備局長から「平成25―27年度橘川トンネル工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）四国地方整備局における平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格の内、「一般土木工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

３）四国地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記２）の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

４）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

５）平成10年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）の施工実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績については、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（競争参加申請者が経常建設共同企業体である場合にあっては、同一構成員での経常建設共同企業体として又はすべての構成員が、競争参加申請者が特定建設共同企業体である場合にあっては、代表者が、平成10年度以降に元請けとして同種工事の施工実績を有していること。）

◆次の㋐、㋑の要件を同時に満たす中間部に明かり部を有しない連続する１本のトンネル工事。

㋐　ＮＡＴＭ工法によるもので標準部の覆工後の内空断面積が70㎡以上であること。

㋑　延長が800m以上であること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

６）提出する技術提案が適正であること。

７）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

㋑　平成10年度以降に、元請けとして同種工事（上記５）に揚げる工事）の経験を有する者であること。なお、共同企業体の構成員としての経験については、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（競争参加申請者が経常建設共同企業体である場合にあっては、構成員のうち１社の配置予定技術者が、競争参加申請者が特定建設共同企業体である場合にあっては、代表者の配置予定技術者が、平成10年度以降に元請けとして同種工事（上記５）に揚げる工事）の経験を有していること。）

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

㋒　配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

㋓　配置予定技術者は、建設業法第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合はこの限りでない。

㋔　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

㋕　上記㋐から㋔について確認できる書類を添付すること。その添付がされない場合は、競争に参加できないことがある。

８）申請書及び技術資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

９）上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

10）競争に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

11）建設業法の土木一式工事の許可を有する者であること。

12）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　入札参加者の指名（一次審査）に関する事項

⑴　入札参加者を指名する基準　２⑴１）から12）までの要件を全て満たす申請書、技術資料及び技術提案書①を提出した者のうち、３⑵１）、２）及び３）による評価を実施し、加算点と評価点の合計が上位10位までに含まれる者を指名し、併せて技術提案書②及び入札書の提出を求める。

ただし、２⑴１）から12）までの要件を満たす者の数が10に満たない場合は、要件を満たす者全てを指名するものとする。

評価点の評価項目、評価の着目点及び評価点合計の算出方法の詳細は、入札説明書による。

⑵　指名の評価に関する基準　本工事の指名に関する評価項目は、次のとおりとする。

１）技術提案書①の評価

１．覆工コンクリートの品質向上に関する技術提案（技術提案書①）

上記、技術提案書①について評価する。

２）技術者評価

１．配置予定技術者の能力（施工経験）

上記、配置予定技術者の能力（施工経験）（３件まで）について評価する。

３）企業評価

１．基本企業評価

上記、企業の施工実績（１件）について評価する。

4　総合評価に関する事項

⑴　総合評価を行う者の基準（二次審査）　入札参加者より提出された入札書を開札した結果、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者に限り、技術提案書②の審査及び総合評価を行う。

なお、予定価格の範囲内で入札を行った者であっても、提出した技術提案書②の内容が適正でない場合は、入札を無効とする。